

標準委員会 発電炉専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会 第10回 (P12SC10) 議事録

日時 2007年11月19日(月) 13:30~16:20

場所 東京都仏教伝道センタービル7階「見」の間

出席者：平野主査 (JAEA)、福田副主査 (JNES)、成宮幹事 (関電)、今井委員 (東電)、植田委員 (電中研)、笠井委員 (原技協)、河井委員 (原技協)、倉本委員 (NEL)、坂田委員 (黒岩委員代理) (MHI)、小島委員 (CSD)、関根委員 (JNFL)、久持委員 (日立GE)、藤本委員 (JNES)、村松委員 (JAEA)、門谷委員 (原電)、米山委員 (TEPSYS)

常時参加者：廣川 (TEPSYS)、大家 (関電)、杉山 (JAEA)、藤田 (中電CTI)、西岡 (四電) (敬称略)

配布資料

P12SC10-1 第9回分科会議事録 (案)

P12SC10-2-1 リスク情報活用実施基準 (案) へのコメント及び対応方針 (案)

P12SC10-2-2 リスク情報活用の全体の枠組み、法体系に関する説明について

P12SC10-2-3 リスク情報活用実施基準に係る品質保証関係の規定について (案)

P12SC10-3 リスク抑制基準に関する検討

P12SC10-4 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案)

P12SC10-5 「「リスク情報」活用基本ガイドライン (試行版)」と「リスク情報活用実施基準 (案)」との要件の整合性について

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数23名のうち16名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

(3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料P12SC10-1を使用して、前回議事録案について説明があり承認された。

(4) 標準案へのコメント及び対応方針の紹介

成宮幹事より、資料P12SC10-2-1を使用して、第9回分科会でのコメントと対応方針の紹介があり承認された。

(5) 経済性の観点について

今井委員より、コメント対応の補足として、資料P12SC10-4を用いて、統合的意思決定に経済性の観点を追加したことが説明された。解説に経済性の観点について、IAEAのTECDOCで示されている内容を例として記載していくことになった。

(6) 4.0章の追加について

黒岩委員代理の坂田氏より、コメント対応の補足として、資料P12SC10-4を用いて、4.0章「リスク情報活用対象とその方法の検討」の追加について説明があり、議論された。4.0章の文案をR.G.1.174にあるように「変更を定義する」という内容がより明確になるように修正し、メールで各委員に確認することになった。

(7) リスク情報活用の全体の枠組み、法体系に関する説明について

成宮幹事より、資料P12SC10-2-2を使用して、リスク情報活用の全体の枠組み、法体系に関する説明があり、議論された。資料の内容を解説に記載することが確認され、資料の体系図にはない炉規法などといった既存の規制や品質保証との関わりについて、R.G.1.200等を参考として作成することになった。

(8) リスク情報活用実施基準に係る品質保証関係の規定について（案）

成宮幹事より、資料P12SC10-2-3を使用して、リスク情報活用に係る品質保証関係の規定の記載に関する説明があり、議論された。この基準における品質保証に係る記載は資料の方針通り（個別の章では特段の事柄などがない限りJEAC-4111の呼び込みはしない）とすること、JEAC-4111を本基準に引用すること、JEAC-4111にはリスク情報活用に関する記載内容はないので、それらは本基準にあらためて記載することが確認された。

(9) リスク抑制基準に関する検討

米山委員より、資料P12SC10-3を使用して、地震リスクなどを含めたリスク抑制基準に関する説明があり、議論された。その結果、この提案を基本的に採用し、今後論理補強していくこととなったが、未だ次のような課題もあり、さらに継続して電子メール上で議論することが確認された。

- 今回提案されたリスク抑制基準の相対値基準では、条件付でリスク増加を許容しており、NISAのリスク情報活用の基本ガイドでの、「リスクの増加量及び増加割合を有意に増加させないことを原則とする」との整合性について、分科会としてどのように解釈したかをまとめる。
その際、領域IIは、「変更を実施することのメリット及び補償措置を示す」領域としているが、比較的大きいリスク増加に対して、安全性の担保ではなく、供給安定性のようなメリットを示すだけでは説得力に欠けるとの意見から、領域IIのメリットについて再検討する。また、相対値基準の妥当性の理由として、性能目標のファクター2を用いることは適当でないとの意見から別の理由を検討する。
- 今回、トータルリスクに対する許容基準（内的事象+外的事象）と特定リスクに対する許容基準（内的事象だけ等）の2つが提案されているが、これらの使い方を明確にすること。すなわち、特定リスクに対する許容基準は地震リスクが評価されるようになれば不要となるものか、地震リスクが特定された後でも使い方によっては必要となるものなのかを明確にする。
- 基本ガイドにはALARAを考慮しなくても良い領域があるとの記載があるので、許容基準の考え方にこの解釈を含めることを検討する。

(10) 「「リスク情報」活用基本ガイドライン（試行版）」と「リスク情報活用実施基準（案）」との要件の整合性について

成宮幹事より、資料P12SC10-5を使用して、「「リスク情報」活用基本ガイドライン（試行版）」と「リスク情報活用実施基準（案）」との要件の整合性に関する資料について紹介があり、本基準が基本ガイドの仕様規定であるとの位置づけについて技術評価がなされる場合に、本資料が用いられることが説明

された。

(11) その他、今後の予定

成宮幹事より先週に発電炉専門部会があり、これからの策定される標準については、JIS-Z-8301（2005年版）に準拠した書き方とすることになったことが紹介された。また、1月23日に実施される発電炉専門部会に中間報告を実施する予定であることから、12月中旬に次回分科会を実施することになった。

以上